

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から7年3月まで

A町（現在は、B市）に移ってから、A町役場に赴き、一枚の用紙に長男と二人分の必要事項を記入し免除手続をした。長男が病気のため、年金が無いと困るので免除の手続は間違いなくしているので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間前後の昭和 61 年 10 月から平成元年3月までの期間及び7年4月から19年12月までの期間は、全額免除期間となっていることが確認できる上、申立人の長男については、4年4月から13年3月まで全額免除期間となっており、7年4月以降の免除申請日及び処理日は申立人と同一である。

また、当時の国民年金保険料免除申請書は、世帯主を記載し、その下欄に申請者を記載するもので、一枚で一世帯分の申請ができるものであったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間前後において生活状況に特段の変化は無かったと申述している上、オンライン記録から、申立人の長男は、現在、障害基礎年金を受給しているところ、その初診日は昭和 58 年 4 月 11 日と記録されており、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

加えて、申立人が一緒に免除申請をしていたとする申立人の長男の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成3年4月23日にA町において払い出されていること、及び申立人の国民年金のC市からA町への転出処理は、C市の国民年金被保険者名簿から、同年3月19日に処理さ

れていることを考え合わせると、申立人が、申立期間のうち同年4月以降の期間については、国民年金保険料の免除申請をしたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち平成元年4月から3年3月までの期間については、申立人は、住民票から元年3月24日にC市からA町に転入していることが確認できるものの、上述のとおり、C市の国民年金被保険者名簿から、申立人のC市からA町への転出処理は3年3月19日に処理されていることが確認できる上、当該期間は申立人の長男の国民年金手帳記号番号が払い出される前の期間であり、C市及びA町の国民年金被保険者名簿においても未納と記載されている。

また、申立人が平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに当該期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳の加入時に国民年金保険料をまとめて支払った記憶があり、自分の記録は大丈夫と思っていたのに、未納となっており、納得できない。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の加入時にまとめて国民年金保険料を納付した記憶があることから、申立期間が記録上未納となっているのは納得できないと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、A 町で昭和 50 年 9 月 22 日に払い出されたものであり、その時点で申立期間は過年度保険料となるため、社会保険事務所(当時)が発行する納付書を使用しなければ納付できない期間である。

また、申立人の 20 歳の加入時にまとめて国民年金保険料を納付したとする記憶は、申立人にまとめて納付した期間やその時納付したとする金額についての記憶が無いことから、払出年月日時点で未納となる昭和 50 年 4 月以降の現年度保険料を納付した記憶と混同している可能性が考えられ、申立期間まで遡って納付したとは推認できない。

さらに、申立期間については、A 町保管の被保険者台帳と社会保険事務所が保管している台帳の記録が同一内容であり、その記録に不自然なところも見られず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月5日から22年7月31日まで
長兄が復員せず長姉が嫁入りしたので、家事手伝いと農業手伝いのため、昭和22年7月31日にA事業所を退職した。退職の際は給与だけで年金のことは一切知らなかった。脱退手当金も退職金も受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の支給年月日及び支給金額が記載され、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和22年10月1日に支給決定されているとともに、23年10月書換えのA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号1から157までの被保険者のうち、オンライン記録に当該事業所を最後に脱退手当金支給記録が有る者19名（申立人を含む。）についても、そのほとんどの者が被保険者資格喪失日から2か月から3か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったため、家事手伝い及び農業手伝いのため退職したとし、当時、再就職する意思の無かった申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。